

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第2回期日（20200217）で提出された書面です。

令和元年（ワ）第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1（こうすけ）、原告番号2（まさひろ）

被告 国

代理人意見陳述要旨

2020年（令和2年）2月17日

福岡地方裁判所第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 橋 愛 佳

本件訴訟の第1回期日では、本件訴訟がセクシュアル・マイノリティの今後の人生や命さえ左右するほどのものであり、多くの人々がこの訴訟に注目しているとお伝えしました。実際、第1回期日には100名を超える傍聴希望者が集まり、傍聴した人も傍聴がかなわなかった人も、期日報告集会に参加し、それぞれ、この訴訟に向ける思いを語りました。

前回期日の原告こうすけさんの意見陳述を聞いた方から、「これまで、陰に隠れて自分の人生を空しく悲しく終わらせるしかなかった方々の思いまで含めて、心からの感謝と敬愛を表します。」といったメッセージや、「私も福岡でパートナーと一緒に暮らすゲイです。私も、幼いころから本当の自分を隠しながら生きてきました。今回の裁判を傍聴し、涙が止まりませんでした。」といったメッセージが寄せられました。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第2回期日（20200217）で提出された書面です。

なぜ、自分が誰を愛しているのかという、とても大切に本質的なことを押し隠し、常にばれるのではないかと怯えて生き続けなければならないのでしょうか。人生を自分らしく輝いて生きる権利は誰にでもあるというのに、同性を愛するというだけで、どうして、人生を空しく悲しいものだと思わなければならないのでしょうか。

前期高齢者であると言うゲイ男性からは「自分はパートナーのようなものといっしょに住んでいます。高齢になると、法律的なことでいろいろな問題（住むところ、生保のこと、相続 etc）に直面し、法的な保証の大切さを身にしみて感じています。自分たちにはもう時間があまりないけど、若いマイノリティのみなさんが、もうこれ以上不利益を受けるようなことはしてもらいたくない。」「自分が若いころはそんなこと考えられなかったし、考えもしなかったけど、今は死ぬまでに立法化されたらと願っています」との切なるメッセージがありました。

原告の意見陳述は「私達の想いをそのまま語ってくれてる内容でした。私達も共に生活をするようになって10年を超え、これからの老後が見えてきた世代にとって切実な内容だと思っています。早く法律婚ができるようになって欲しいと切実に思います。」といった感想も寄せられました。

年齢を経て、大切なパートナーの死を身近なものとして感じ始めた同性カップルは、「どんなに深い絆で結ばれていても、法律上は単なる他人でしかない」という冷酷な現実、直面させられているのです。

こんな声も寄せられました。

「福岡で戦っていらっしゃる皆様の存在は、様々な家族、人のあり方が認められる社会への希望だと思います。」

「子供達の明るい未来、そして差別のない世の中にするための一歩。頑張ってください。」

「この訴訟はおわるころには新しい選択肢が増えるのかなとわくわくしてしまいました。」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第2回期日（20200217）で提出された書面です。

「私はまだ学生ですが、この裁判は私のこれからの人生にとっても大きく影響します。」

「私もいつか、同性の人と結婚したいと思ったときに、きちんと法律として整っていてほしい」

「誰もが何に阻まれる事なく、今を自由に生き、生きやすい未来を創れる世界へ！」

いずれも、この裁判に期待する声です。この裁判は、セクシュアル・マイノリティはもちろんのこと、多様な家族のあり方や人生の選択を含め、自分らしい未来を生きたいと思っているすべての人にとって、明日につながる明かり窓となるべきものなのです。だからこそ、こんなに多くの人々がこの裁判の帰趨に注目しているのです。

原告らをはじめとした同性カップルたちが、この裁判を通じて訴えていること。それは、現在、法律上の性別が異性のカップルには認められている婚姻が法律上の性別が同性のカップルには認められていないことで、「自分らしく生きる」自由、個人としての尊厳を、何の理由もなく奪われ続けているという事実です。そのような当事者たちの苦しみの歴史に終止符を打つためのチャンスを導くのか。それとも、これからも、差別偏見の目に怯え不安を抱えながら生きていくことを強いる社会でありつづけるのか。この裁判の結果次第で今後どちらの未来をこの国が歩むことになるかが決まる、そう言えるのではないのでしょうか。

最後に、もうひとつメッセージを紹介します。

「ただ好きで一緒にいたいだけ。その先に選択権を。」

この、単純でありながら切なる思いのこもったこの言葉をもって、代理人からの意見とさせていただきます。

以 上